一　保安林の所在場所　千葉県銚子市塚本町一〇五一の一、一〇五二の一、一七四二
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を千葉県庁及び銚子市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年八月二日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　新潟県妙高市大字上平丸字若立五三八、五三九の一、五三九の二、五四〇の子、五四二・五四三合併、字棚畑七〇六、七〇七、七〇八の一、七〇八の二、七〇九から七一一まで、七一二の一、七一二の二、七一三から七一八まで、七一九の一、七一九の二、七二〇、七二一の一、七二一の二、七二二から七二六まで、七二六の一、七二七から七三二まで、七三二の子、七三三、七三四、七三五の二、七四四から七四七まで、七四七の子、七四八から七五一まで、七五三
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び妙高市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年八月二日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡飯島町飯島三一、三二の一、五〇の一〇
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び飯島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年八月二日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡飯島町飯島三三の二
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び飯島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年八月二日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡宮田村四七四六の九二三、四七四六の九二四、四七四六の九二六から四七四六の九三三まで、四七五一の一〇、四七五一の一一、四七五一の五三、四七五一の五五から四七五一の六一まで、四七五一の六七から四七五一の六九まで
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び宮田村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年八月二日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　北海道十勝郡浦幌町字東山町一九の一地先・一九の一・二三の一・二五・字南町三一の一地先・三一の一・三二（以上二筆地先五筆について次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び浦幌町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年八月二日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　北海道夕張郡栗山町桜丘一丁目一三四地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）、一三四・一三五・字湯地三八の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び栗山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年八月二日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　北海道日高郡新ひだか町三石富沢四〇一の一地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び新ひだか町役場に備え置いて縦覧に供する。)